# カワサキ会計事務所ニュース

令和8年11月号　第76号

発行所　カワサキ会計事務所
〒850-0918　長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL　(095)826-1718　FAX　(095)826-1835
URL　https://www.kawasaki-kaikei.com
発行人　税理士　川崎　清廣

## 11月の税務カレンダー



国民健康保険税　　第6期
個人事業税　　第2期
長崎県・市ホームページより

## 令和８年　年末調整の主な変更点５つ

令和８年分の年末調整で変更されるのは、主に次の５つです。

① 基礎控除の引き上げ
② 給与所得控除の最低保証額の引き上げ
③ 扶養親族等の所得要件の改正
④ 特定親族特別控除と配偶者特別控除の対象範囲の改正
⑤ 子育て世帯向けの生命保険料控除の拡充

①②③については令和８年１月の事務所ニュースで取り上げていましたので今回は④⑤を解説いたします。

### １．特定親族特別控除と配偶者特別控除の対象範囲の改正

基礎控除の引き上げに伴い、特定親族特別控除や配偶者特別控除の対象となる範囲も見直されます。

特定親族特別控除とは、令和７年分より創設された控除で、主に大学生世代の子どもを扶養する世帯の税負担を軽減する制度です。

子どもの給与収入が一定額を超えると扶養から外れ、親の所得税が増えていましたが、子どもの収入が増えても特定親族特別控除が適用される仕組みに見直されています。

扶養親族の年齢が１９歳以上２３歳未満で、扶養親族から外れた場合、所得要件を満たす事で特定親族特別控除が受けれます。

配偶者特別控除も同様に、所得要件を満たせずに配偶者控除を受けれない場合に表１の所得要件を満たす事で配偶者特別控除が受けれます。

**表１**

| 配偶者又は特定親族の合計所得金額（令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額） | | | 配偶者特別控除額 所得者の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額） | | | 特定親族特別控除 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 900万円以下（1,095万円以下） | 900万円超 950万円以下（1,095万円超 1,145万円以下） | 950万円超 1,000万円以下（1,145万円超 1,195万円以下） | |
| 62万円超 | 85万円以下 | (136万円超 159万円以下) | 38万円 | 26万円 | 13万円 | 63万円 |
| 85万円超 | 90万円以下 | (159万円超 164万円以下) | | | | 61万円 |
| 90万円超 | 95万円以下 | (164万円超 169万円以下) | | | | 51万円 |
| 95万円超 | 100万円以下 | (169万円超 174万円以下) | 36万円 | 24万円 | 12万円 | 41万円 |
| 100万円超 | 105万円以下 | (174万円超 179万円以下) | 31万円 | 21万円 | 11万円 | 31万円 |
| 105万円超 | 110万円以下 | (179万円超 184万円以下) | 26万円 | 18万円 | 9万円 | 21万円 |
| 110万円超 | 115万円以下 | (184万円超 189万円以下) | 21万円 | 14万円 | 7万円 | 11万円 |
| 115万円超 | 120万円以下 | (189万円超 194万円以下) | 16万円 | 11万円 | 6万円 | 6万円 |
| 120万円超 | 123万円以下 | (194万円超 197万円以下) | 11万円 | 8万円 | 4万円 | 3万円 |
| 123万円超 | 125万円以下 | (197万円超 199万円以下) | | | | |
| 125万円超 | 130万円以下 | (199万円超 204万円以下) | 6万円 | 4万円 | 2万円 | |
| 130万円超 | 133万円以下 | (204万円超 207万円以下) | 3万円 | 2万円 | 1万円 | |

### ２．子育て世帯向けの生命保険料控除の拡大

新契約の生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の控除額が表２のように拡大されています。

ただし、介護保険料控除、個人年金保険料控除との３つの控除の合計適用限度額（１２万円）は変更されていません。

**表２**

| 年間の新生命保険料 | 控除額 |
|---|---|
| 3万円以下 | 新生命保険料の全額 |
| 3万円超　6万円以下 | 新生命保険料×1/2＋15,000円 |
| 6万円超　12万円以下 | 新生命保険料×1/4＋30,000円 |
| 12万円超 | 一律60,000円 |

**〇実務での注意点〇**

夫婦のどちらが扶養控除を適用しているかは関係なく、夫婦それぞれが適用可能。

23歳未満の扶養親族が「2以上の居住者の扶養親族に該当する場合」いずれの居住者も23歳未満の扶養親族を有するとされる取扱いが示されています。（措通41の15の5-1）

扶養控除申告書に扶養の記載がないが、表2が適用される従業員が出てきます。保険料控除申告書の、「年齢23歳未満の扶養親族」の欄は忘れずに記入してもらうようにしてください。

**＜長崎県の最低賃金が令和８年１１月２日から１，０８７円となりました！＞**

長崎県の最低賃金は、本年１１月２日から56円値上げされました。みなさまの準備はお済みでしょうか？　最低賃金の引き上げに伴い、国等の支援策（助成金、税制優遇等）が用意されています。ぜひ、当事務所の担当者にご相談ください。

なお、以前もお知らせしておりますが、最低賃金はパートタイマーやアルバイトに限らず、月給制の正社員も対象となりますので、勤務時間と給与金額を再度チェックし、最低賃金を下回っていないか？再検討する必要があると思います。